

論点4：ガイドラインの適用範囲や見直し等に関する論点

論点4-1：ガイドラインの適用範囲

(1) 個人情報取扱事業者の義務の概要

- ① この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいうとされている。（法2条1項）

（注）従って、死者に関する情報は含まれていない。ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の対象となる。

- ② その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6月以内のいずれの日においても5千を超えない者は、「個人情報取扱事業者」から除外されている。（法2条3項5号、施行令2条）

(2) 主な論点

- ① 個人情報保護法では、生存する個人の情報のみを対象としているが、死者に関する情報についても、ガイドラインの適用対象とすることが適切か。
- ② 個人情報の件数が5千件以下の事業者は、個人情報保護法の定める具体的義務等の適用が除外されているが、ガイドラインの適用対象とすることが適切か。

論点4-2：ガイドラインの見直し

(主な論点)

- 個人情報の取扱いのルールをより明確化し、適切な取扱いを推進するためには、ガイドラインの策定後において、疑義が生じた事例やそれに対する対応例等の情報を集積し、公表する仕組みをつくとともに、こうした情報に基づき、必要に応じ、ガイドラインの見直しを行っていくことが重要と考えるが、どうか。

(別紙)

医療機関等における診療情報等の利用目的や他の事業者への情報提供について
(主な事例)

【医療機関等の内部における利用に係る事例】

- 患者等に対する医療サービス(介護サービス)の提供
 - ※ 院内の他の診療科との連携、同一事業者内の複数施設間の情報交換など同一事業者内の情報交換を含む。
- 医療保険(介護保険)事務
- 当該医療機関の管理運営
 - ・ 入退院等の病棟管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 医療サービス等の向上
 - ・ 医療事故等の院内報告
 - ・ 法人本部への報告 等
- 職員の研修

【他の事業者への情報提供を伴う事例】

(医療(介護)サービスの提供を目的とした事例)

- 他の医療機関、薬局、訪問看護、介護サービス事業者等との連携
- 他の医療機関からの照会
- 検査を委託する場合その他の業務委託の場合
- 外部の医師へのコンサルテーション
- 家族等への病状説明

(医療保険事務・介護保険事務関係)

- 審査支払機関へのレセプトの提出

(その他)

- 学生の実習への協力
- 外部監査機関への情報提供(会計監査法人、医療機能評価等)
- 民間保険会社からの照会
- 医療事故等の報告
- 医薬品等の副作用報告
- 職場からの照会
 - (注)労働者健康情報として別途検討中。
- 学校からの照会
- 行政機関(保健所、福祉事務所等を含む)への届出等
- 警察、裁判所からの照会
- 学術研究機関からの照会
- 調査機関(学術研究以外)の照会
- 報道機関からの照会
- 治験への協力
- 商業誌への症例の公表
- その他外部(見舞い客等)からの照会